

# 学生協ニュース

No.58

東 北 大 学  
(東北大学学生生活協議会広報委員会)

## 「学生自治会費」等は、 支払う必要ありません！

本学では、入学料と授業料のほかに、学生教育研究災害傷害保険料、東北大学学友会費、所属学部会費の納入をお願いしております。これらは皆さんの大学生活を有意義なものにするための経費として、大学が責任を持って管理しております。

ところが、こうした大学公認のものとは別に「東北大学学生自治会」と称する団体等が毎年、入学手続きに必要な経費と誤解しやすい表現を用いて金銭を徴収しているため、学生や保護者から大学に対して抗議や苦情が寄せられています。その事例として、半ば強制的に徴収されたとして、苦情の申し立てのために大学の事務窓口を訪れる、あるいはクラスの「自治委員」に「学生自治会費」の返還を求める、などがあげられます。

「東北大学学生自治会」と称する団体の徴収行為に対して、大学は一切関与しておりません。このような経費は、入学手続きには必要ありませんので、十分注意してください。

全ての学生の皆さんには、学生団体等から金銭支払いの要求があった場合、目的や趣旨等を十分理解した上で、各自の判断と責任において対処してください。

なお、学生の皆さんが支払いのことで判断に迷った場合、また執拗な要求・勧誘などがあった場合には、その場で支払うことはせずに、支払い依頼者の氏名・電話番号等を確認したうえで、直ちに大学の教育・学生支援部学生支援課（電話 022-795-7818）に問い合わせてください。

2008. 5. 1

# 学生協ニュース

No.59

東 北 大 学  
(学生生活協議会広報委員会)

## 川内北キャンパスサークル棟G-4 「川内寮問題を考える会」に対して 宮城県警による搜索が行われました

4月30日(水)午前7時2分から午前8時47分にかけて、川内北キャンパスサークル部室G-4(川内寮問題を考える会)が宮城県警による家宅搜索を受けました。これは、4月15日(火)に富山大学(富山市五福)で学外者が建造物侵入の疑いで逮捕されたことに関連し行われたものです。

今回搜索のあった「川内寮問題を考える会」は、大学に正規の学生団体として届が出されておらず、その活動内容などは不明ですが、平成18年以降本学のサークル棟が対象となった搜索6件のうち5回を数えています。

搜索については、裁判所が発行した正当な令状に基づき行われるものであり、本学として拒むことができるものではないこと、大学はこれまで大学及び学生双方の立会人を出し、適切に対応してきたことを、本ニュースでその都度お知らせしてきました。しかし、今回の搜索においても、これまで同様に、学生自治会や日就寮生、顔をタオルやサングラスで覆ったり、黒塗りのヘルメットを着用した学生や他の国立大学生、既に本学の学籍を有しない者ら合わせて25名程度によるアジ演説、シュプレヒコール等が拡声器を使用し大音量で繰り返し行われました。アジ演説では、他大学生と学外者が中心になってあおり立て、自らの主義・主張を延々と繰り返し、近隣の迷惑を省みることなく、搜索に対する抗議のほか、学生の休学不許可、日就寮廃寮反対、立会人など大学の教職員に対する誹謗中傷などおよそ搜索と関連のないものが多く含まれていました。こうした行為に対し、近隣住民から早朝から騒がしく大変迷惑であるとの苦情が大学に寄せられています。安心、安全なキャンパス環境を阻害するだけでなく、地域住民の生活を脅かす行為に参加した学生その他の者に対し、大学として、大変遺憾であり、強く自省を求めるものです。

特に学生のみなさんは、特定の学外組織と学外者等に主に扇動されているこれら状況に関してくれぐれも御注意ください。

# 学生協ニュース

No.60

東 北 大 学  
(学生生活協議会広報委員会)

## 川内北キャンパスサークル棟G-4 「川内寮問題を考える会」に対して 本年度2度目の捜索が行われました

6月9日(月)午前7時9分から午前8時40分にかけて、川内北キャンパスサークル部室のG-4(川内寮問題を考える会)が警視庁による家宅捜索を受けました。これは、4月11日(金)に法政大学(東京都千代田区富士見)で発生した傷害容疑事件について5月28日(木)に同大学に学籍のない学外者が逮捕されたことに関連して行われたものです。

事件については、「中核派の幹部ら傷害容疑で逮捕」、「警備員殴った中核派活動家ら逮捕」等の見出しで朝日新聞、時事通信、TBSニュースなど多くのマスコミにより報道がされており、一部報道では過去において本学に在籍した者が逮捕者に含まれています。

今回捜索のあった「川内寮問題を考える会」は、5月2日発行の本ニュースNo.59でお知らせしたとおり、大学に正規の学生団体として届けが出されておらず、その活動内容などは不明の団体で、4月30日(水)に引き続き本年度2度目の捜索となりました。

今回の捜索においても、日就寮生ら10数名が抗議に参加し、捜索中、捜索を受け入れた大学に対する批判、立ち会った教職員に対する写真撮影、捜索に当たった警察関係者の撤退要求、5月28日(木)・29日(金)に法政大学で逮捕された38人の釈放を求めるなどのアジ演説やシュプレヒコール等の抗議がこれまでに比べると散発的に行われました。しかし、これまでの捜索時のように、本学を退学した学外者や他大学生、並びに一部の本学学生が激しく煽り立てる姿は今回は確認されませんでした。

なお、捜索については、これまでも一貫してお知らせしているとおり、裁判所による法手続きのもとに行われているもので、本学として拒むことはできません。

今回、抗議行動に参加した学生諸君に対して自省を求めます。

また、5月28日(木)・29日(金)に法政大学で逮捕された38人の中には、本学学生が含まれている模様です。他大学のキャンパスにおいても、ルールを無視した非常識な行為は厳に慎むべきものです。

特に川内北キャンパスでは、捜索や法政大学での学生逮捕に関連し、今後学外者やそれに同調するごく一部の学生による抗議行動等が予想されます。御注意ください。

# 学生協ニュース

No. 61

東 北 大 学  
(東北大学学生生活協議会広報専門委員会)

## 「学生自治会費」等は、 支払う必要がありません！

本学では、入学料及び授業料のほかに、学生教育研究災害傷害保険料、東北大学学友会費、所属学部と同窓会費等の納入をお願いしております。これらは、皆さんの大学生活を有意義なものにするための経費として、大学が責任を持って管理しております。

ところが、こうした大学が認めたものとは別に「東北大学学生自治会」と称する集団等が毎年、入学手続きに必要な経費と誤解しやすい表現を用いて金銭を徴収しているため、学生や保護者から大学に対して抗議や苦情が寄せられています。

「東北大学学生自治会」と称する集団は、本学の正規団体ではありません。このような集団が求める経費は、皆さんが安全・安心なキャンパス・ライフを送る上で、支払う必要がありません。

学生団体等から金銭支払いの要求があった場合、目的や趣旨等を十分に理解した上で、各自の責任において判断してください。

なお、支払いのことで判断に迷った場合、また執拗な要求・勧誘などがあった場合には、その場で支払うことはしないで、支払依頼者の氏名・電話番号等を確認した上で、直ちに大学の教育・学生支援部学生支援課（電話022-795-7818）に問い合わせてください。

# 学生協ニュース

No. 62

東 北 大 学

(東北大学学生生活協議会広報専門委員会)

## 学外団体等による勧誘・宣伝活動等について

学生の皆さんには、「学生協だより」等を通じて再三注意を喚起しているところですが、最近、新入生歓迎行事等でキャンパス内において、サークル勧誘活動などに紛れて、カルト団体による偽装勧誘や様々な手口を使った悪質商法等の勧誘活動が見受けられます。

また、本学とは無関係である団体による勧誘・宣伝等を目的とした許可なき看板等も設置されております。

これらのことに対する大学の対応は、4月23日付けの掲示で明示したところ です。

### 学生の皆さんへ

本学では、キャンパスを市民との共生の場として位置付けていますが、チラシ・冊子等の配布、勧誘行為、拡声器による宣伝等を目的とする学外者の敷地内への立ち入りは認めていません。

また、本学とは無関係である団体による勧誘・宣伝等を目的とした許可なき看板等の敷地内への設置についても同様です。このような看板等については、学内のルールに基づいて撤去を指導し、従わない場合は、大学において処分することとしていますので、皆さんの御理解をお願いします。

平成21年4月23日

東 北 大 学

2010. 2. 16

# 学生協ニュース

No.63

東 北 大 学  
(学生生活協議会広報専門委員会)

## 川内北キャンパスサークル仮棟 G-4「川内寮問題を考える会」 の部室に家宅捜索が行われました

2月15日(月)午前7時37分から午前8時50分にかけて、川内北キャンパスサークル部室のG-4(川内寮問題を考える会)が警視庁の嘱託を受けた宮城県警による家宅捜索を受けました。これは、2月5日(金)に法政大学(東京都千代田区富士見)で発生した威力業務妨害被疑事件について本学出身者が関係していると認められることに関連して行われたものです。

事件については、「法大入試を妨害 中核派活動家らを逮捕」等の見出しで産経ニュースなどで報道されております。

今回捜索のあった「川内寮問題を考える会」は、これまでお知らせしたとおり、再三にわたり、捜索の対象となっており、大学に正規の学生団体として届けが出されておらず、その活動内容などは不明の団体です。

今回の捜索においても、学生自治会や日就寮生ら一部学外者を含む10数名が拡声器を使用して、警察や立ち会った大学の教職員に対してアジ演説やシュプレヒコール等の抗議が行われました。しかし、これまでの捜索時のように、本学を退学した学外者や他大学生、並びに一部の本学学生が著しく興奮するといったことはありませんでした。

なお、捜索については、これまでも一貫してお知らせしているとおり、裁判所による法手続きのもとに行われているもので、今回は東京簡易裁判所裁判官の発行した捜索令状に基づいて行われました。

特に川内北キャンパスでは、今回の捜索や事件に関連し、今後学外者やそれに同調するごく一部の学生による抗議行動等が予想されます。学生の皆さんは御注意ください。